別表第１備考６(1)(ｲ)P410の表中注２中「1394、1400、1401、1405、1417、1431」を「1394、1395、1396、1398、1400、1401、1402、1405、1409、1417、1418、1431、1436」に改め、「3088」の下に「、3131、3132、3134、3135」を加え、「(容器等級Ⅱのもの)」を削り、「及び3209」を「、3209、3395、3396及び3397」に、「1394、1396、1400、1401、1402」を「1394、1395、1396、1398、1400、1401、1402、1403」に改め、PP83を削り、PP40の次に次のように加える。

PP100　国連番号が2950の危険物に関して、フレキシブル容器又はファイバ板製若しくは木製の容器を使用する場合は、粉末不漏性かつ防水性のもの又は粉末不漏性かつ防水性の内張り付きのものに限る。

別表第１備考６(1)(ｲ)P411の表の次に次の表を加える。

P412			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
		1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、3A1、3A2、3B1、3B2、3H1、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1及び4H2	

注　1　基材に適用される可燃性物質の基準に従い、容器等級がⅡのものにあっては第25条の４に規定する容器等級Ⅱの危険物に係る要件に、容器等級がⅢのものにあっては同条に規定する容器等級Ⅲの危険物に係る要件にそれぞれ適合する組合せ容器を使用する。

2　基材と活性剤は、別々に内装容器に収納する。

3　基材及び活性剤は、漏えい時に危険な相互反応を起こさない場合に限り、同一の外装容器に収納できる。

4　活性剤に係る内装容器の許容容量又は許容質量は、液体の場合は125mL、固体の場合は500ｇとする。

別表第１備考６(1)(ｲ)P502の表注中PP28を次のように改める。

PP28　危険物に接触する箇所は、ガラス製又はプラスチック製としなければならない。

別表第１備考６(1)(ｲ)P602の表の次に次の表を加える。

P603		
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
金属製容器又はプラスチック製容器	耐漏水性の硬質の容器	1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2

注　1　内装容器は通常の輸送状態では破損、破裂及び充填物の漏えいが生じない方法で中間容器の中に収納しなければならない。外装容器内には、中間容器の移動を防止するための緩衝材を施さなければならない。複数の内装容器を１つの中間容器の中に収納する場合、中間容器相互の接触を防ぐため、個々に包装し又は相互に離して収納しなければならない。

2　収納物はIMDGコード2.7.2.4.5.2の要件に適合しなければならない。

3　容器はIMDGコード6.4.4の要件に適合しなければならない。

4　副次危険性等級７を有するL型輸送物の場合、IMDGコード2.7.2.3.5及び6.4.11.2の要件に適合しなければならない。

別表第１備考６(1)(ｲ)P805の表を削る。

別表第１備考６(1)(ｲ)P908の表中注７を次のように改める。

7　単電池及び組電池の質量が30kgを超える場合、外装容器１個当たりに収納できる単電池又は組電池は１個以下であること。

別表第１備考６(1)(ｲ)P909の表注１中「単電池及び組電池は、次の要件に従って収納されなければならない。」を「廃棄又は再利用のために運送されるリチウムイオン電池及び組電池並びにリチウム金属電池及び組電池の収納に用いる容器は次の要件に従うものとする。」に改める。

別表第１備考６(1)(ｲ)P909の表注３中「大きな」を削る。

別表第１備考６(1)(ｲ)P909の表の次に次の表を加える。

P910			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2			400kg

注　1　試作品又は生産数量が100個以下のリチウムイオン電池及び組電池並びにリチウム金属電池及び組電池の収納に用いる容器は、容器等級Ⅱの要件に適合していること。

2　単電池又は組電池が装置と共に収納されている場合には、次の要件に従った容器に収納するものとする。

(1)　単電池及び組電池は内装容器で個別に包装され、外装容器に収納するものとする。

(2)　それぞれの内装容器は、不燃性であって、かつ、非導電性の十分な量の断熱材で完全に囲われたものであること。

(3)　運送中において、運送物内の単電池又は組電池の移動を防ぎ、振動及び衝撃の影響を最小にするように、適切な措置が取られなければならない。この要件を満たすために、不燃性であって非導電性の緩衝材を使うことができる。

(4)　不燃性であること。

(5)　単電池及び組電池の質量が30kgを超える場合、外装容器１個当たりに収納できる単電池又は組電池は１個以下であること。

3　単電池及び組電池が装置内に収納されている場合には、次の要件に従った容器に収納するものとする。

(1)　当該装置は、不慮の作動が防止できるような容器に収納して運送されなければならない。

(2)　運送中において、運送物内の単電池又は組電池の移動を防ぎ、振動及び衝撃の影響を最小にするように、適切な措置が取られなければならない。この要件を満たすために、不燃性であって非導電性の緩衝材を使うことができる。

(3)　不燃性であること。

4　無外装で運送する場合は、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものであること。

5　単電池及び組電池は、短絡が防止されたものでなければならない。

別表第１備考６(2)(ｲ)LP02の表中注３を次のように改める。

3　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

L3　国連番号が1309、1376、1483、1869、2793、2858及び2878の危険物に関して、フレキシブル内装容器及びファイバ板製内装容器は、粉末不漏性かつ防水性のもの又は粉末不漏性かつ防水性の内張り付きのものであること。

L4　国連番号が1932、2008、2009、2545、2546、2881及び3189の危険物に関して、フレキシブル内装容器及びファイバ板製内装容器は、気密に密封すること。

別表第１備考６(2)(ｲ)LP101の表注中「及び0502」を「、0502及び0510」に改める。